

厚生労働省 平成 26 年度
セーフティネット支援対策等事業
(社会福祉推進事業)

財産管理人の未決定者の人権擁護 に関する調査・研究事業

平成 27 年 3 月

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

《目 次》

第1章 はじめに	1
（1）本事業の目的と位置づけ	2
①背景	
②目的	
（2）事業内容	3
①検討委員会の設置・開催	
②アンケート調査	
③ヒアリング調査	
第2章 財産管理の現状	6
（1）日常生活自立支援事業の役割	7
（2）日常生活自立支援事業の利用状況	8
第3章 アンケート調査	9
（1）目的と方法	10
（2）調査結果	11
第4章 ヒアリング調査	22
（1）目的と方法	23
（2）調査結果	24
第5章 まとめ・提言	30
参考資料	32
・ 社会福祉協議会向けアンケート調査票	
・ 財産管理実施団体向けアンケート調査票	

第1章

はじめに

(1) 本事業の目的と位置づけ

①背景

平成12年の社会福祉基礎構造改革によって、利用者が社会福祉サービスを選択できるようになった。福祉が「措置から契約へ」と変化したことで、利用者自身の意思を反映できるようになった半面、判断能力が不十分である人が十分にその恩恵を受けることができるかが懸念された。日常生活自立支援事業は、その解決方法として地域福祉権利擁護事業として開始された。

制度が始まって15年ほどが経過し、地域に根ざした制度として定着している一方、いまだ十分に活用できていない点も存在する。その1つとして、日常生活自立支援事業のサービスを希望しても受けることができない人の存在が挙げられる。これは制度を利用する条件が厳しいことに加えて、サービスを提供する側（社会福祉協議会）の体制が整っていないこと等に由来する。しかし、社会福祉協議会のみで解決できるものではなく、地域全体で取り組む必要がある課題である。

②目的

そこで財産管理業務の実態を把握するために、財産管理業務需要と供給のバランスの現状を調査するとともに、多様なサービス提供者が存在する中で人権擁護に必要なサービス内容ための要因を明らかにすることを目的に本事業を実施いたします。

(2) 事業内容

① 検討委員会の設置・開催

本事業において検討委員会を設置した。詳細は下記のとおり。

回数	日程	主な議題
第1回	平成26年8月	
第2回	平成26年9月	アンケート調査票について
第3回	平成26年12月	アンケート調査結果について ヒアリング調査対象地選定について
第4回	平成27年2月3日	ヒアリング調査結果について 報告書の作成について

検討委員会は下記5名の委員にご議論いただいた(50音順、敬称略)

氏名	所属等	備考
大江 千佳	弁護士	
関川 芳孝	大阪府立大学大学院 人間社会学研究科教授	
高橋 昌彰	特定非営利活動法人 NPO かなびの丘 理事長	
水上 佳史	堺市社会福祉協議会 自立支援係長	
山本 陽子	株式会社ケア・ビューティフル 代表取締役	委員長

事務局は特定非営利活動法人 NPO かなびの丘が担当した。

②アンケート調査について

下記の要領でアンケート調査を実施した。

社会福祉協議会向け

調査名：日常生活自立支援事業に関するアンケート調査

調査期間：平成26年10月1日～17日（31日到着分まで有効）

対象団体数：1,695件

回収数（率）：648件（38.2%）

財産管理実施団体向け

調査名：財産管理事業に関するアンケート調査

調査期間：平成26年10月1日～17日（31日到着分まで有効）

対象団体数：1,688件

回収数（率）：187件（11.1%）

③ヒアリング調査について

前記アンケート調査に基づき、ヒアリング調査を実施した

選考にあたっては、都市の規模、事業への取り組み等を考慮した

対象団体名	活動地域
宮古市社会福祉協議会	岩手県宮古市
宮古圏域障がい者自立支援協議会 権利擁護部会	岩手県宮古圏域
始良市社会福祉協議会	鹿児島県始良市
薩摩川内市社会福祉協議会	鹿児島県薩摩川内市
北九州市社会福祉協議会	福岡県北九州市

第2章

日常生活自立支援事業の現状

(1) 日常生活自立支援事業の役割

制度化された財産管理事業は社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業が挙げられる。また、財産管理において統計的にデータ化されているものは全国社会福祉協議会が公表している日常生活自立支援事業の実施状況であるため、日常生活自立支援事業の実態をみてる。

日常生活自立支援事業は、平成 11 年 10 月に都道府県社会福祉協議会を実施主体とした国庫補助事業「地域福祉権利擁護事業」として開始した。その後、平成 19 年に現在の名称に変更した。

事業目的	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援すること
対象者	判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者
実施主体	都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会を実施主体としている。ただし、事業の一部を市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託して運用している。
援助内容	① 福祉サービスの利用援助 ② 苦情解決制度の利用援助 ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等 ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」 ※本事業では、主として④について取り上げる

(2) 日常生活自立支援事業の利用状況

全国社会福祉協議会が公表している実施状況を基に日常生活自立支援事業の利用状況についてみる。なお、本書作成時に最新情報である平成26年6月分を使用している。

問合せ、相談について

	a. 問合せ件数 (制度、事業について)	b. 初回相談件数 (初回相談受付)	c. 相談援助件数 (a b以外)	合計
認知症高齢者等	2,011	1,801	52,284	56,096
知的障害者等	672	371	27,664	28,707
精神障害者等	852	604	37,365	38,821
不明・その他	640	330	5,969	6,939
合計	4,175	3,106	123,282	130,563

契約人数

	新規契約人数	実利用人数
認知症高齢者等	638	21,750
知的障害者等	152	9,689
精神障害者等	216	10,591
不明・その他	53	2,312
合計	1,059	44,342

実施体制

基幹的社協数	1,068
専門員数	2,223
生活支援員数	14,413

第3章

アンケート調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

日常生活支援事業または財産管理事業に対して、現状の実態についてお伺いし、金銭管理の未利用者の実態を把握するとともに未利用者への対策を考察することを目的としてアンケート調査を実施した。また、ヒアリング調査を実施するにあたって、候補地選定の参考とした。

②調査の対象

日常生活自立支援事業を実施している社会福祉協議会と財産管理を実施している団体を対象とした。今回は日常生活自立支援事業を運用している基幹的社会福祉協議会だけでなく、地域の状況を把握するためにすべての社会福祉協議会を対象とした。

財産管理を実施している団体については、業界団体や集約したデータが存在しないため、都道府県毎に偏りが生じないように、弁護士や司法書士事務所、施設や病院、成年後見活動をしている法人等を対象とした。

③調査の方法

調査票の配布および回収とも郵送で実施した。

④調査の時期

10月1日に手元に届くように9月末に発送した。10月17日を回収期限としたが、10月末日到着分までを有効とした。

⑤調査票の回収率

社会福祉協議会	財産管理実施団体
発送数：1,695件	発送数：1,688件
回収数：648件	回収数：187件
回収率：38.2%	回収率：11.1%

回答率が低くなった理由として、当初財産管理を行っている団体・事業所が不明であり可能性のある団体・事業所へ送付したため、実施していない団体・事業所からの回答が得られなかったためと考えられる。

(2) 調査結果

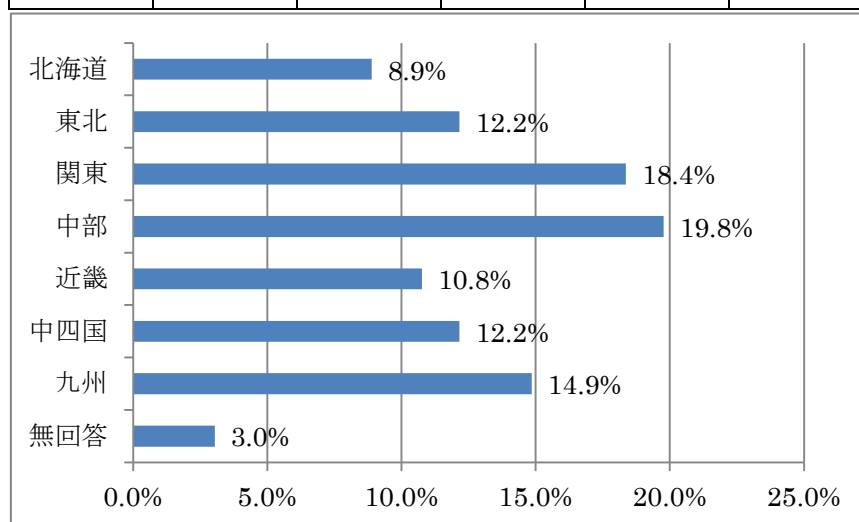
①所在地

■都道府県別

北海道	76	東京都	34	滋賀県	15	香川県	7
青森県	22	神奈川県	15	京都府	7	愛媛県	13
秋田県	19	新潟県	16	大阪府	31	高知県	11
山形県	3	山梨県	11	兵庫県	17	福岡県	22
岩手県	17	長野県	31	奈良県	10	佐賀県	6
宮城県	18	岐阜県	23	和歌山県	12	長崎県	13
福島県	25	静岡県	14	鳥取県	7	熊本県	20
茨城県	13	愛知県	27	島根県	7	大分県	14
栃木県	13	三重県	14	岡山県	21	宮崎県	8
群馬県	7	富山県	12	広島県	18	鹿児島県	28
埼玉県	42	石川県	8	山口県	14	沖縄県	16
千葉県	33	福井県	13	徳島県	6	無回答	26

■地域別

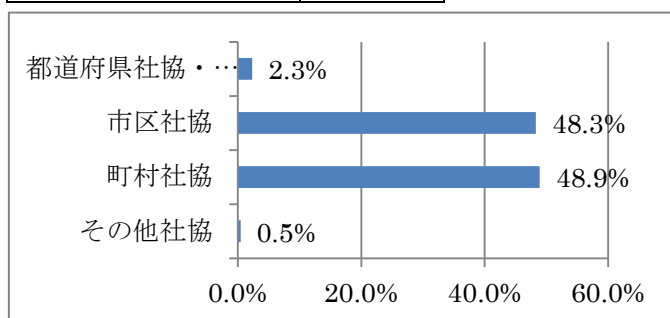
	件数	割合		件数	割合
北海道	76	8.9	近畿	92	10.8
東北	104	12.2	中四国	104	12.2
関東	157	18.4	九州	127	14.9
中部	169	19.8	無回答	26	3.0



②法人区分

■社会福祉協議会

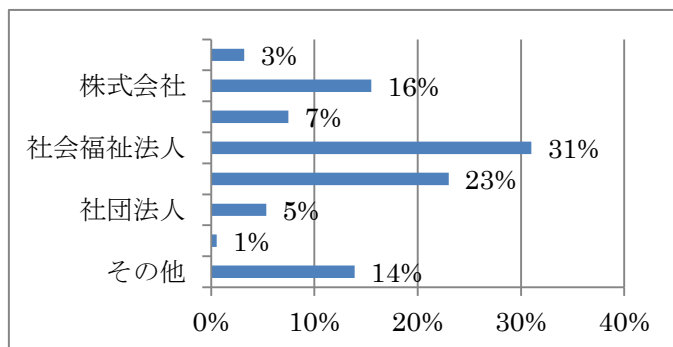
都道府県社協・ 政令指定都市社協	15 件
市区社協	313 件
町村社協	317 件
その他社協	3 件



■財産管理実施団体

実施団体の割合は社会福祉法人が最も多く、次いで NPO となっている。これらの結果から施設入所者の管理をしている法人が多いことや、単独のビジネスモデルとしては成立し難い状況が見受けられる。

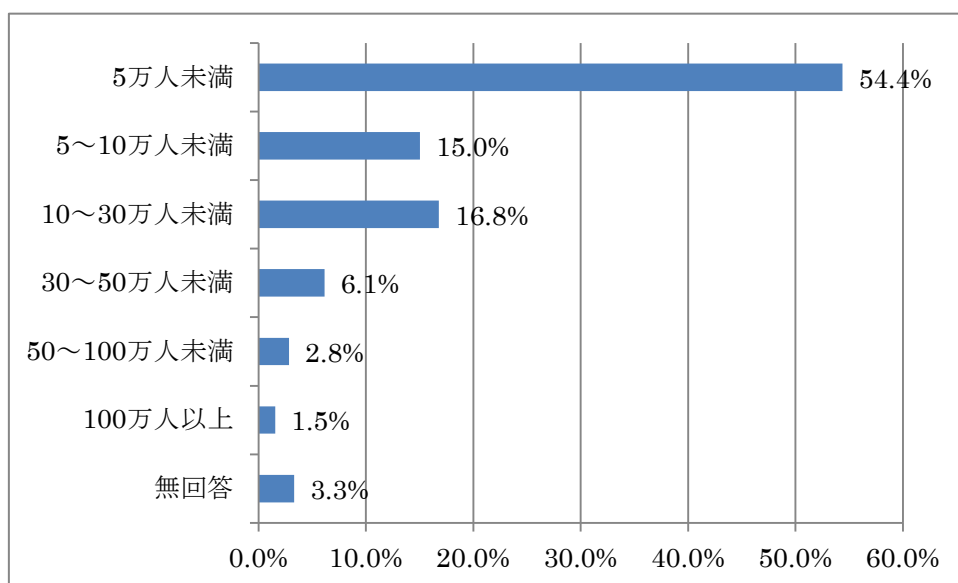
司法書士事務所	6 件
株式会社	29 件
有限会社	14 件
社会福祉法人	58 件
NPO 法人	43 件
社団法人	10 件
財団法人	1 件
その他	26 件



③所在地のある自治体の人口

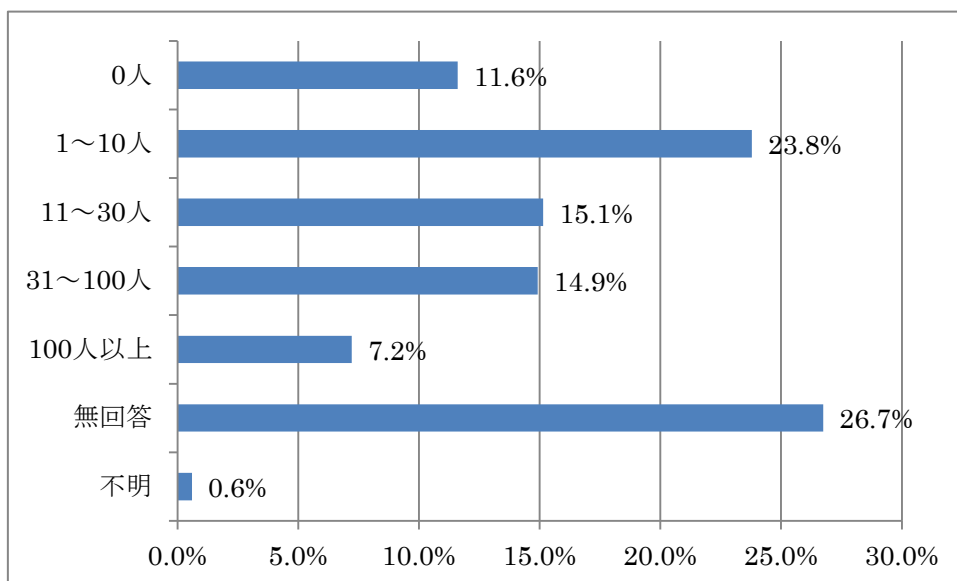
都市の人口規模をたずねたところ、5万人未満が54.4%と半数を超えた。100万人以上が13件含まれているのは都道府県人口を回答されたためだと考えられる。

5万人未満	460
5～10万人未満	127
10～30万人未満	142
30～50万人未満	52
50～100万人未満	24
100万人以上	13
無回答	28



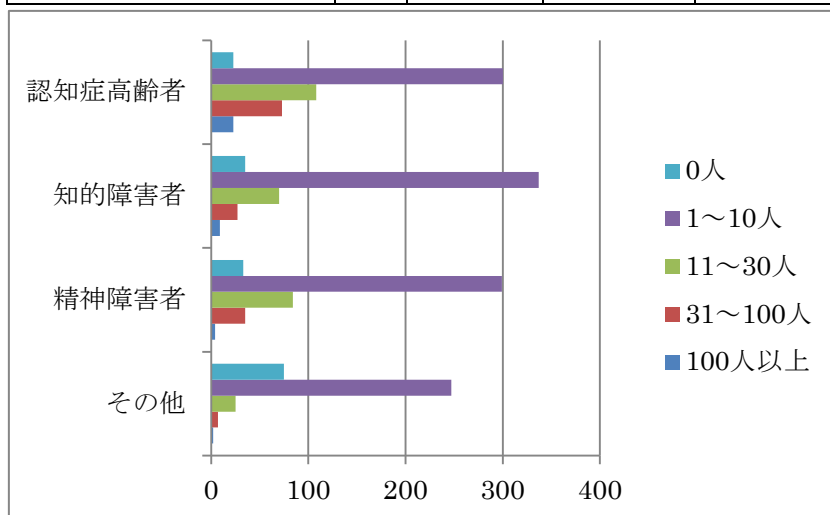
④契約者数

0人	98
1～10人	201
11～30人	128
31～100人	126
100人以上	61
無回答	226
不明	5



⑤利用者の属性

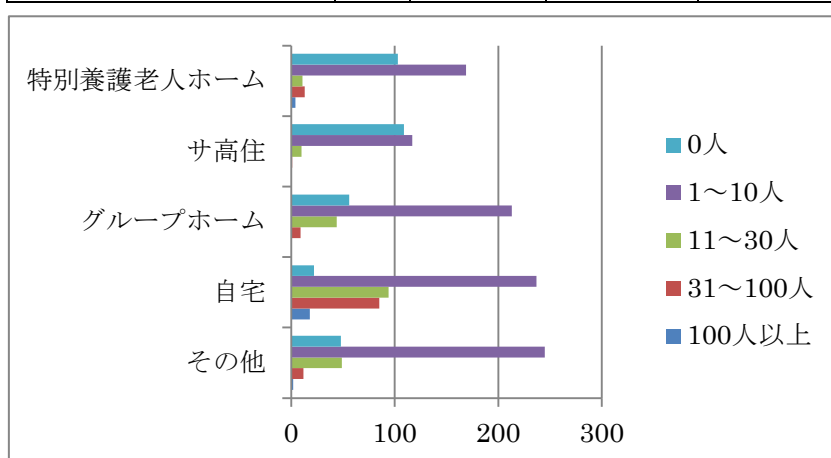
	0人	1～10人	11～30人	31～100人	100人以上
認知症高齢者	23	300	108	73	23
知的障害者	35	337	70	27	9
精神障害者	33	299	84	35	4
その他	75	247	25	7	2



⑥利用者の居住形態

社会福祉協議会の中には施設に入居している方を対象外としているところも存在しており、特別養護老人ホームやサービス付高齢者住宅で0人の割合が高くなった。

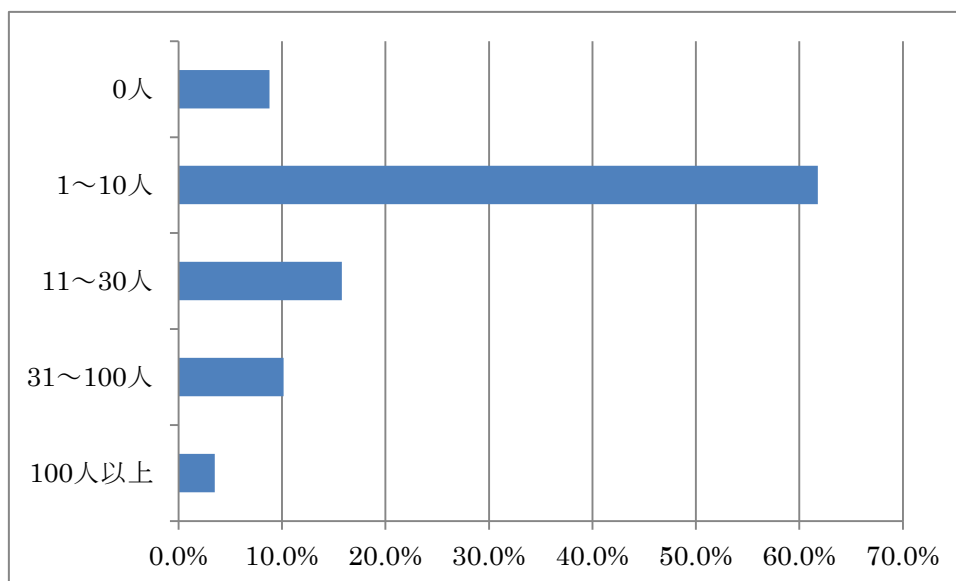
	0人	1～10人	11～30人	31～100人	100人以上
特別養護老人ホーム	103	169	11	13	4
サ高住	109	117	10	1	0
グループホーム	56	213	44	9	0
自宅	22	237	94	85	18
その他	48	245	49	12	2



⑦生活保護者

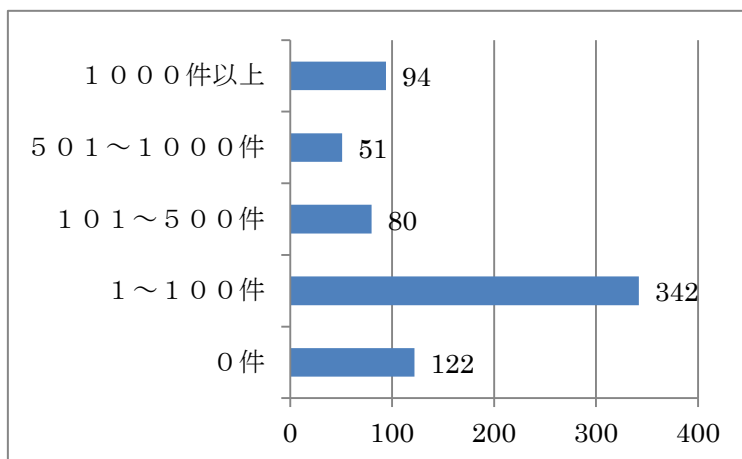
生活保護者である利用者を抱えていない団体は1割にも満たなかった。社会福祉協議会では生活保護者に対する利用料金の免除等の制度を備えていることもあり、生活保護者に対しても対応が行われていることがわかる。

	0人	1～10人	11～30人	31～100人	100人以上
生活保護者	45	317	81	52	18



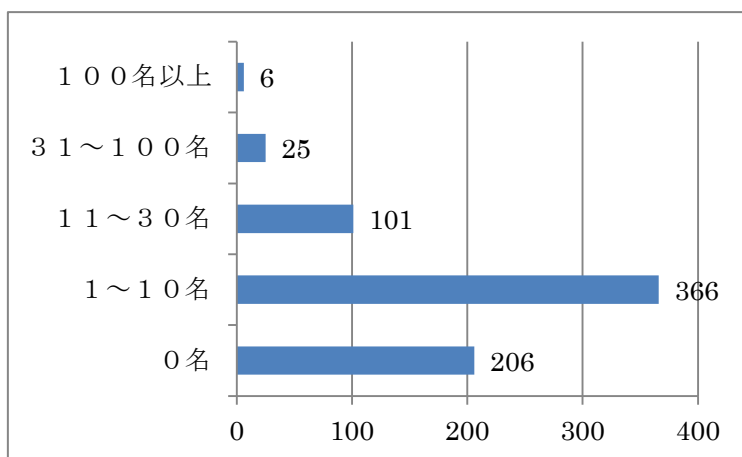
⑧相談件数

相談件数は100件以下が約半数で最も多く、0件、1,001件以上、101~500件、501~1,000件となった。



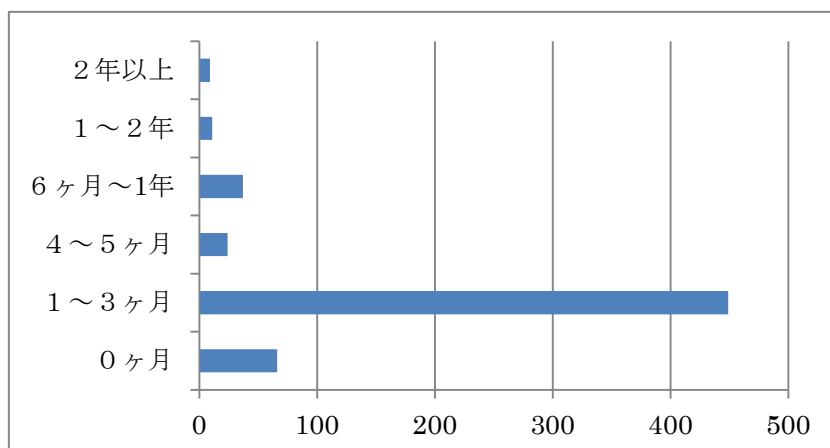
⑨新規受任者数

新規には10人以下が約半数で最も多く、ついで0人が約3割で続いた。100人以上を受任している団体も6団体あった。



⑩契約までの期間

契約までの期間は1~3ヶ月が最も多く、迅速な対応が行われているものと思われる。また、0ヶ月と契約までかかる期間がほぼないものが約1割にのぼった。後述する待機者（契約）の定義に関係するが、未決定期間をなくす努力が行われているものと思われる。一方、1年以上かかるものも存在しており、その間のフォロー体制の構築が課題とされる。



⑪利用料について

自由記述のため記載のあった内容を抜粋して記載します。

（社会福祉協議会）

■時間制

- ・内容に関わらず訪問支援 1000円/時 書類等預かりサービス 500円/月
- ・1時間当たり 1300円 1時間を超えた場合は、1時間毎に0.5時間分加算する
- ・1回1時間当たり 1000円 1時間を超えた場合は、30分ごとに350円加算
- ・1回あたり 1200円（生活保護受給者 無料）
- ・1回 1000円 書類預かりサービス 1000円/月 貸金庫開閉料 750円
- ・（通帳預かりなし） 1000円/時、（通帳預かりあり） 2500円/時 延長は30分ごとに500円を加算、書類等預かりサービス1か月 1000円
- ・1回1時間 1200円（通帳預かりがある場合や代理の場合は1600円）、以降30分ごとに400円加算

■基本料+時間制

- ・基本料 700円、訪問料 30分まで 500円以後 30分毎に 500円加算、財産預かり料 300円/月

■交通費を別途徴収

- ・ 1 時間 1000 円+交通費実費（但し、生活保護を受けている人は無料）
- ・ 交通費及び預かり書類等保管用の貸金庫の実費について、契約書上では利用者負担として
いるが、現在のところ徴収していない
- ・ 利用料 1 時間 1000 円 交通費 1 回 300 円
- ・ 利用料金 月 1 回 1 時間 1000 円 30 分延長ごとに 500 円加算、預かりサービス利用料
（貸金庫代）として月 850 円
- ・ 一回 2 時間以内 1500 円 延長 1 時間ごとに 750 円

■その他費用を徴収

- ・ 1000 円/回 事務費 300 円/月 書類預かり 500 円/月
- ・ 1500 円 1 回 1 時間程度（生活保護無料）、貸金庫：利用者専用 15750 円/年、共用 3150 円/年

■料金に利用者に収入状況に応じて変動

- ・ 無料（生保・前年度所得税非課税）、2,500 円/月（前年度所得税 30,000 円以下）、5,000 円
/月（前年度所得税 30,000～140,000 円以下）、10,000 円/月（前年度所得税 140,000 円を超
える人）

（財産管理団体・社協以外の団体）

■固定制

- ・ 管理サービス料 24,000 円/年、財産保全サービス料 6,000 円/年
- ・ 弁護士法人手数料 12,000 円/月 月一回訪問含む
- ・ 定額報酬 20,000 円/月

■基本料+時間制

- ・ 基本料 3,000 円/月、利用料 1,000 円/時、延長 500 円/30 分、交通費実費、書類保管 1,000
円/月
- ・ 年会費 12,000 円、金銭管理 300 円/30 分、財産保全 300 円/月 生活保護 無料

■契約料を徴収

- ・ 契約料 50,000 円、訪問 2,000 円/時、財産管理手数料 50,000 円/月以下

■その他

- ・ 利用会員（障害者本人）2,000 円/年、運営会員（親族の方等）2,000 円/年
運営会員が活動（買い物・書類取り寄せ等）した場合 1 回につき 300 円を会で集めた会
費から支払う

⑫職員数

専門員、生活支援員ともにこの3年間で増加している。また、ボランティアや社会福祉協議会が制度とは別に団体独自で雇用している職員（表ではその他に分類）も増加している。

平成 26 年	0 人	1～10 人	11～30 人	31～100 人	100 人以上
専門員（専任）	101	148	4	0	0
専門員（兼任）	64	396	6	0	1
生活支援員（専任）	44	297	75	22	6
生活支援員（兼任）	92	180	11	2	0
その他	52	106	6	0	0

平成 23 年	0 人	1～10 人	11～30 人	31～100 人	100 人以上
専門員（専任）	95	126	3	0	0
専門員（兼任）	87	298	3	1	1
生活支援員（専任）	41	265	58	20	5
生活支援員（兼任）	97	132	10	1	0
その他	48	92	3	0	0

⑬待機者の定義

自由記述で回答いただいた。大きく分けると、①相談まで、②相談～面談、③面談～契約、④契約～実際の利用開始になった。その中でも②相談～面談、③面談～契約の割合が高かった。

■相談を受けるまで

- ・当社協ケアマネジャー及びヘルパー訪問家庭で必要と思われる方
- ・行政からの情報で必要と思われる方
- ・対象者としての資格を有していても制度を知らないもの

■相談を受けて面談するまで

- ・初回相談を受け、事業を利用する方向が決まっているが、面接など契約準備に全くとりかかれていないもので、既に1ヵ月以上経過しているもの（月報の契約準備件数に計上していないもの）
- ・相談を受けて、1ヵ月以内に初回訪問や面接を行えない場合
- ・初期相談～2ヵ月以上かかっている方
- ・初回相談のみで訪問調査の予定が1ヵ月を超えて組めていないものを、課内協議にかけ待機として相談者へ返答、ケース記録としてあげているもの。
- ・新規利用希望者で相談された方で、現状を理解した上で、待機しても利用を希望される方
- ・利用意志を表示したもので、未だ、訪問調査に至らないもの
- ・初回相談を受け、事業を利用する方向が決まっているが、面接など契約準備に全く取り掛かっていないもので、既に1ヵ月以上経過しているもの。
- ・契約を前提とした相談を受け付け、その後調査日時の調整ができていない場合
- ・初回相談を受け、事業を利用する方向が決まっているが、面接など契約準備に全く取り掛かっていないもので、既に1ヵ月以上経過しているもの。

■相談を受けて契約するまで

- ・本人又は関係機関からの初回相談～契約成立までの間の方
- ・初期相談を受けた時から、利用契約までの期間
- ・契約準備中の方
- ・初回相談を受け、本人から利用申込書が提出されたが契約に至っていない方
- ・契約準備中の方（2ヵ月以内に契約見込みの方）
- ・契約の意思があり、契約を前提に相談援助をしているが、諸事情により契約までに至っていない方
- ・初期相談～契約した日または、契約しないこととなった日まで
- ・契約を待っておられる方

- ・本事業の利用意志があり、本事業申込書に署名頂いてから、契約締結に至るまでの方
- ・アセスメント、ガイドラインの作成まで終わり、契約を交わす前の段階の方
- ・申し込みから契約前

■契約したが利用を待っている

- ・契約しているが利用に至っていない
- ・契約に至っているにもかかわらず、サービスの調整で利用に至っていない場合また、必要性があるにもかかわらず、契約に至っていない相談ケース

■社協の問題

- ・ご本人より申し込みがあり、審査会審議待ち
- ・1人の専門員に対して、対象者の人数（受け持ち件数）が増加し、それ以上受け入れをすると、適切な支援が出来ないという状況の中で受け入れが難しいと、待機してもらっている対象者
- ・利用者本人もしくは家族・親族・福祉関係者からの利用したい旨の連絡はあるが、本会でアプローチできていないもの。
- ・対象者であると判断したが、生活支援員がいない（見つからない）為契約できないケース
- ・専門員の訪問調査が終わり、担当する生活支援員がいないために契約待の方
- ・県社協に必要書類を提出して、戻ってくるまでの期間
- ・職員の都合により、相談の受ける日程の目途がついていない状態

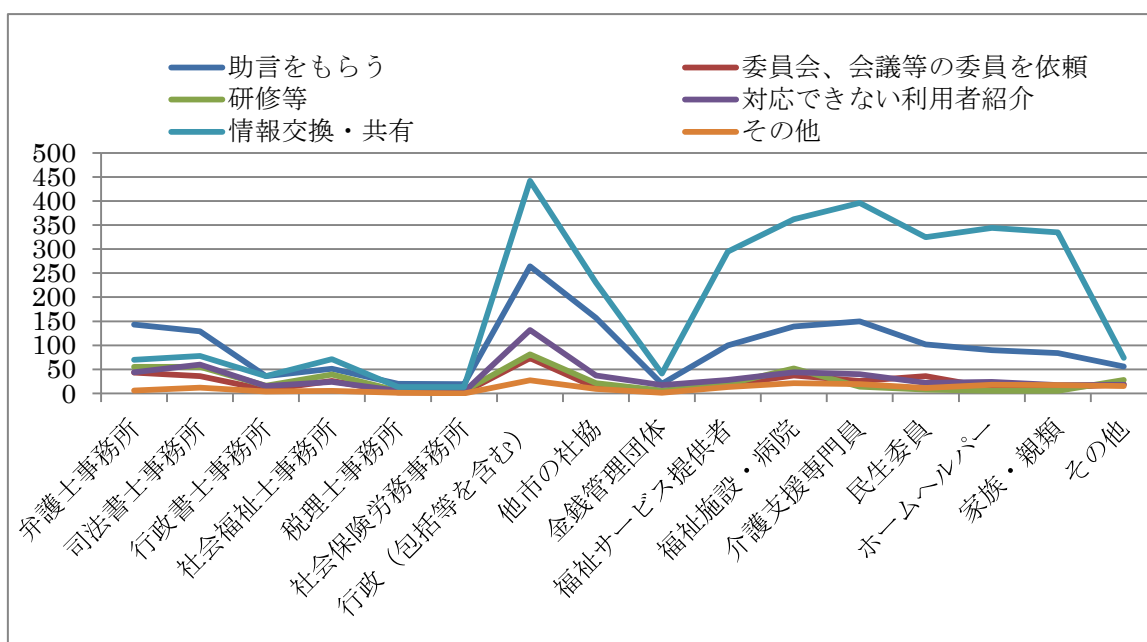
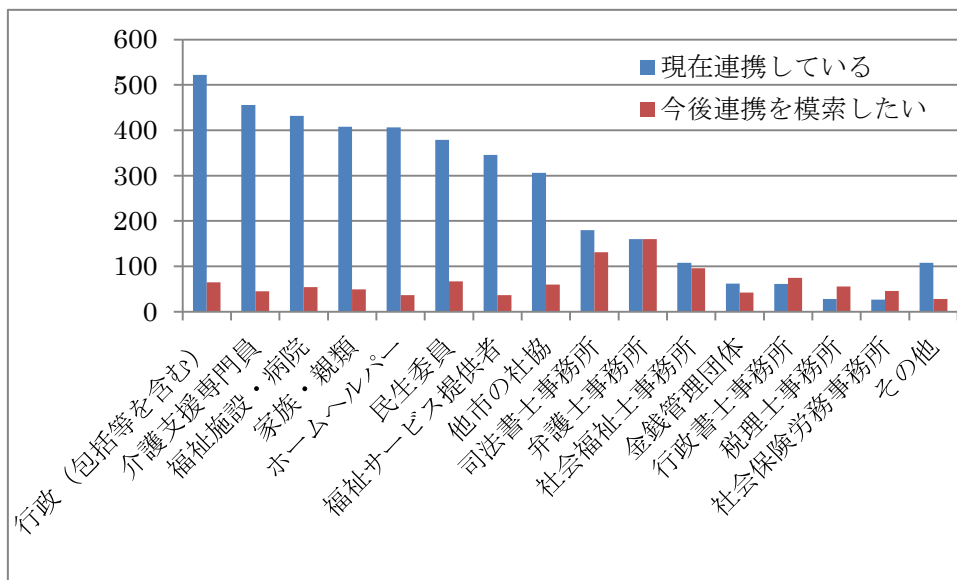
■その他

- ・生活保護が認定される直前の方

⑭他団体との連携

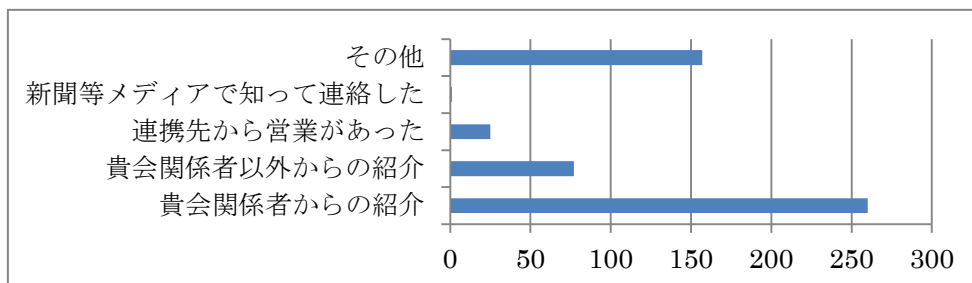
■連携相手

現在は行政、介護職や家族等とは連携を図っている。今後は法律職や専門職との連携を強化したいと考えていることがわかる。



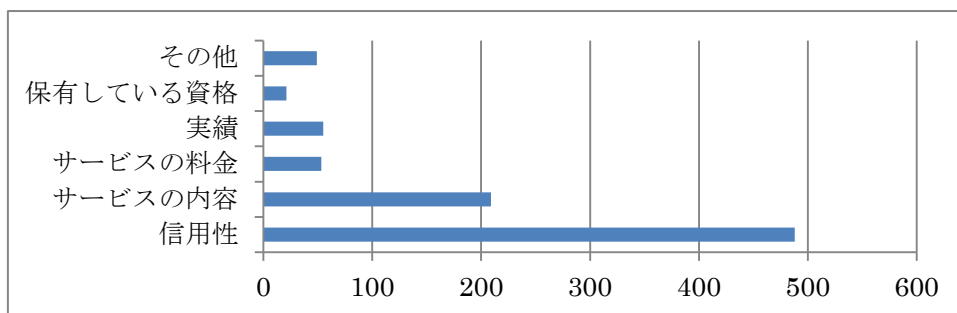
■連携のきっかけ

きっかけの多くは自団体の職員、関係者からの紹介であり、情報源が身近なところにあることがわかった。連携のきっかけとしては、連携先から営業があった割合は少なかったが、営業自体は多くうまくマッチングできていない実態がみえる。



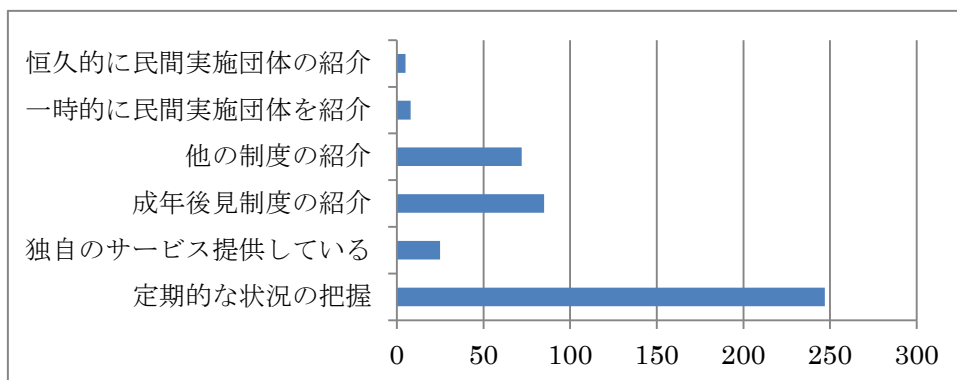
■連携にあたって気をつけている点

信用性について最も気をつけていることがわかった。上記設問にも関係するが、身近な関係者が紹介することが信用性の担保に寄与していると考えられる。



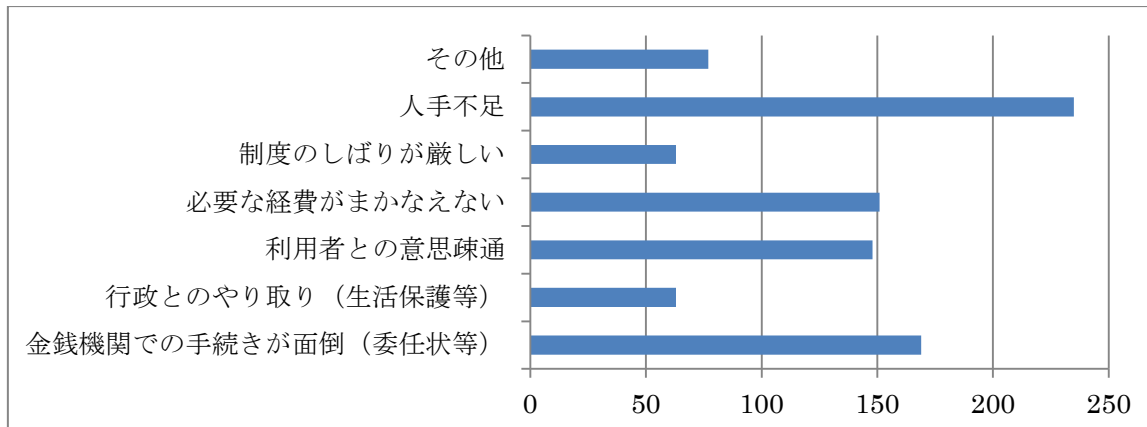
⑮未契約者へのフォロー

未契約者に対しては定期的な状況の把握が行われている。その中で成年後見制度や他の制度を紹介するケースもみられる。一時的もしくは恒久的に民間実施団体に紹介するケースは少なかった。紹介できる団体が存在しない地域もあることを考慮する必要はあるが、社会福祉協議会、民間実施団体による連携の強化が必要とされる。

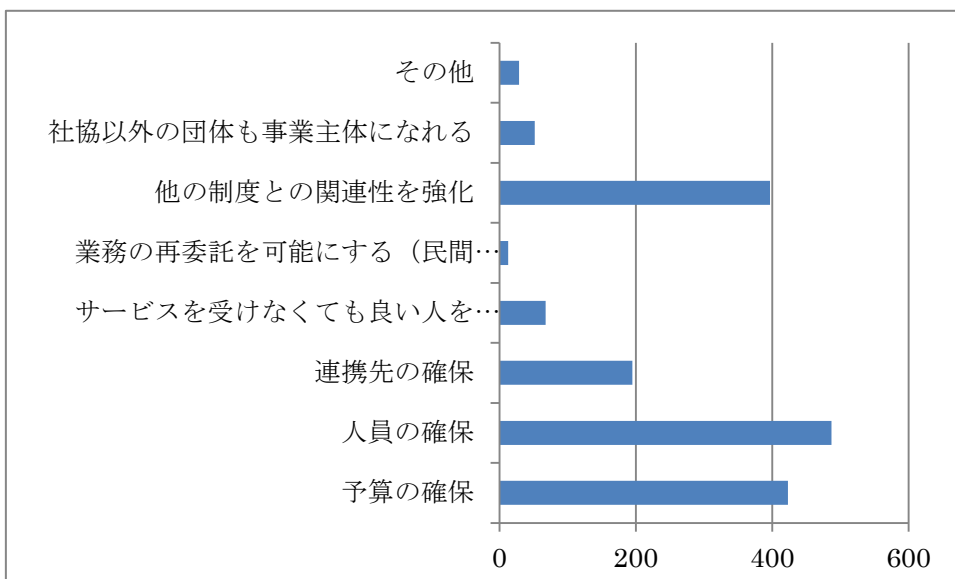


⑯事業運用上の障害

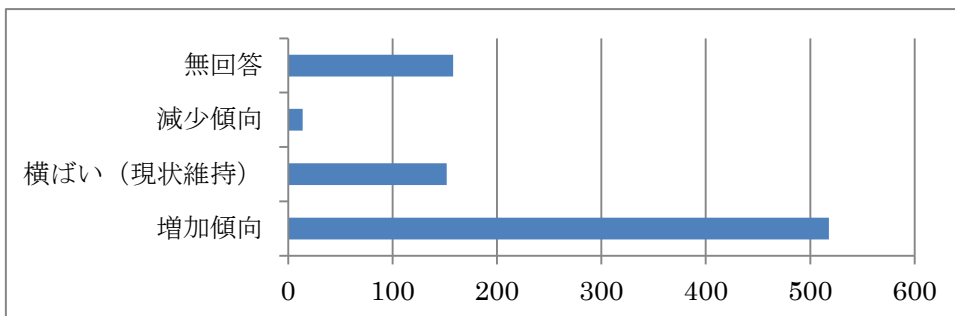
人手不足は予算や制度設計と密接な関係にあり、希望者の増加に制度がついていけない現状がある。金融機関での手続きについては金融機関もしくはその支店によって対応が異なることがあり、統一した手続き方法の整備が必要とされている。



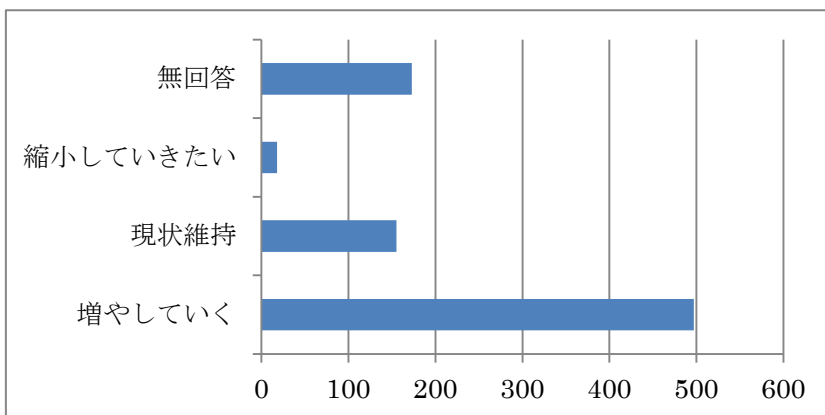
⑰必要なこと



⑱今後の方針



⑲展開



財産管理を発展させるアイデア

(社会福祉協議会)

■人材育成、人材確保

- ・生活支援員養成講座
- ・ホームヘルパー従事者等介護専門職の支援員への任用
- ・専門員・生活支援員の確保
- ・専任の職員を確保できる様な予算的支援が必要
- ・専門員の増員の為、基幹社協の拡大

■制度の見直し

- ・都道府県社協レベルでの手法の照らし合わせをすると、いろいろなプラスの方向がでてくるのではないかと思う。
- ・全国統一のシステムにすることで、導入先が負担なく事業を展開できるようにする
- ・自立支援事業という名の事業が多くて混同しやすい、やさしいわかりやすい名称に変更する
- ・事業の信用性を高めることが必要。身寄りのない低所得者もいるので安価で緊急時の入院
- ・有料老人ホーム等に対しても、支援可能にし、第三者としてのチェック機能を十分に果たすことができると思う。また、金銭管理の場面以外の活動をインフォーマルな支援とセットして提供することにより、多くの利用者の支援に参加できると考える。
- ・介護保険事業サービスに加える
- ・利用者の発見の為のアウトリーチと事務の簡素化
- ・虐待の恐れのあるケースについては、通常の利用手続きとは別の手続きで迅速に対応できる
- ・本事業の潜在的ニーズは高く、福祉サービスの利用契約を支える。地域包括の下支えを行う事業である。市町村行政にその専門性やニーズを理解してもらい、事業実施に必要な補助金を確保していく必要がある。県・市町村により利用者のばらつきが大きい。市町村差をなくすには国庫補助率を上げるのも一つの考えだと思う。
- ・通帳預かりの限度額の増資。利用することにより、地域に長くいることができた事例を PR
- ・成年後見人との関わりや、インターネット通販、電子マネー、カード支払い等の対処の対応も含めた取り決めを作る。
- ・生活費を計画的に使えない（ギャンブル・飲酒等）方のために、生活費を管理できるシステム、又は、協力者。

■利用者へのアプローチ

- ・元気なうちから将来を考える取組 エンディングノートの活用
- ・家計簿セミナー（個別対応性）

■他団体との連携

- ・金融機関の立場も分かるが、本事業への理解も深めていただきたい
- ・行政・裁判所と連携し死後事務も取り入れる（単身者に限るなどで）
- ・地域のサロンや福祉関係事業所、行政、病院に出向き、連携作り、事業の周知を行う
- ・連携協議会などシステムを作る

■他制度との連携

- ・成年後見と虐待等権利擁護の一体的な仕組みづくりを進める。
- ・要援護者を支援する制度は複数あるので、窓口が多すぎ、一体的にできる窓口を設ける
- ・予算を考えても、サービスの質を考えても、法人後見とセットで実施していくことが望ましいと考えます。
- ・成年後見制度との連携
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度を一体としてとらえ、パンフレット等にも両事業とその役割等を掲載し PR する。
- ・県社協からの一部委託ではなく、全面的な業務委託の方がいいと思う
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度と似た制度が併存し、利用者にはわかりにくくなっている。省庁の管轄を超えて一本化していくことも必要ではないか。
- ・児童・未成年者の支援や契約をできるようにする 権利擁護総合相談体制の構築
- ・保証人等対応していただけるサービス等あれば支援者も安心。
- ・地域の助け合い活動との連携

■広報、PR

- ・福祉講和や寸劇など
- ・TVCM

（財産管理団体・社協以外の団体）

- ・公正証書や、成年後見制度を活用して、委託する側もされる側も安心して活動できる環境を作る必要があり、そうした体制ができる団体かどうかがわかるようにしておく、利用しやすいと思う
- ・財産管理事業を行っている者に対して、第三者による監督ができるような体制を整えば、利用者側も安心できるのではないのでしょうか
- ・簡単にできるエクセルソフトの配布
- ・公的機関で専門職等を配置して、市町村単位で制度として実施するのが望ましい

第4章

ヒアリング調査

(1) 方法

アンケート調査で得られた結果を基にして、より具体的な内容を把握するためヒアリング調査を実施した。

(2) 調査結果

宮古市社会福祉協議会 宮古地域福祉権利擁護センター	
訪 問 日	2015年1月20日(火)
訪 問 場 所	岩手県宮古市小山田2-9-20 宮古市総合福祉センター内
ご 担 当 者 様	主査兼専門員 佐々木 大介様

●法人概要と組織体制

開設までの経緯	平成22年4月宮古市社会福祉協議会に旧川井村社会福祉協議会を編入合併し、現在の体制となる
職員体制	管理者 1人 専門員 2人 生活支援員 19人
組織体制	・理事 11名(会長1名 副会長2名) ・監事 3名 ・評議員 25名
実施事業	地域福祉活動の推進 高齢者・障害者・児童等利用支援 福祉サービス(要介護者・要支援者、障がい者・児、子育て) 地域施設 入所施設
利用者の状況 平成26年10月末	契約数 214件 内訳 認知症高齢者 117名 精神障がい者 64名 知的障がい者 26名 その他 7名 昨年度相談件数 246件 新規利用者 24名
利用料	金銭管理：1時間あたり 1,300円 90分以降については 650円/時で加算 書類預り：社協内金庫の利用は無料、貸金庫を利用する場合は実費 訪問にかかる費用は無料

●金銭管理状況

実施状況	・契約までは1ヶ月間ほどかかっている ・ケアマネジャーかたの相談が多い
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理について、払い戻しや各種手続きにおける生活支援員が稼働した時間に応じて、1時間あたり 1300 円をもらっている ・90 分以降の延長は 1 時間あたり 650 円の割合で加算している ・書類の預かりについては、社会福祉協議会内の金庫を利用する場合は無料 ・銀行の貸金庫を利用する場合は実費を利用者が負担する ・業務に伴う訪問にかかる費用は無料となっている ・法律による支援が必要な方には成年後見制度の活用を検討する ・後見人につないだケースは 2 件あった ・金融機関や公証人役場と連携している
連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古圏域障がい者自立支援協議会 権利擁護部会と緊密に連携している

始良市社会福祉協議会	
訪 問 日	2015年1月22日(木)
訪 問 場 所	鹿児島県始良市宮島町13-9
ご 担 当 者 様	支援専門員 丸野 光俊様

●法人概要と組織体制

開設までの経緯	平成22年3月31日 社会福祉法人始良町社会福祉協議会、社会福祉法人加治木町社会福祉協議会、社会福祉法人蒲生町社会福祉協議会が解散合併し、平成22年4月1日、社会福祉法人始良市社会福祉協議会を設立した。
職員体制	専門員(兼任)3名 生活支援員(専任)8名 生活支援員(兼任)9名
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・理事 15名(会長1名 副会長2名) ・監事 2名 ・評議員 32名 ・事務局長
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活応援事業(日常生活に支援を必要としている方と地域の方の生活を支えたい方が会員となり相互の支援活動として生活支援サービスを展開する) ・高齢者住宅等安心確保事業(高齢者の安否確認や生活相談等を実施するための計画づくりを行う) ・心配ごと相談事業(相談無料) ・福祉サービス利用支援事業(判断能力に不安があるために福祉サービスの利用の仕方が分からない方、預貯金の出し入れなどにお困りの方、日常生活を営む上で様々な手続きを適切に行えない方対象) ・あいら子育て情報配信サービス(地域の保険・衛生、イベント等の子育て支援情報を携帯電話を利用して配信) ・食の自立支援事業(ひとり暮らし若しくは夫婦暮らし等の高齢者又は身体障がい者に毎日の食事を訪問配食する) ・居宅介護事業(訪問介護事業・介護予防ホームヘルプサービス)・居宅介護支援事業) ・墓守サービス(市内にお墓を所有する方で、高齢者や身体が不自

	<p>由な方、市外・県外にすんでいるためにお墓参りが出来ない方、お墓参りが困難な方等に代わり墓石の掃除、お供え水の交換、草取り生け花等を行う)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祭壇貸出 (自宅で葬儀を営む方にたいして祭壇の貸し出す) ・サロン活動 (ふれあいいきいきサロン・ふれあいいいきいきサロンボランティア交流会・サロン支援・サロンサポーター養成講座・社協子育てサロン)
<p>利用者の状況 平成 26 年 10 月末</p>	<p>契約数 71 件</p> <p>内訳 認知症高齢者 45 名 精神障がい者 8 名 知的障がい者 6 名 その他 12 名</p> <p>昨年度相談件数 968 件 新規利用者 14 名</p>
<p>利用料</p>	<p>支援訪問 1 回につき支援料 1,200 円</p>

●金銭管理の状況

<p>実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電話・来所・訪問等により初回相談を受けた後、契約意思の確認を行うために本人を訪問 (面談) する。 ・その後 1 週間ほど期間をおき、記憶力の確認を兼ねて契約意思の際確認を行い、契約手続きとなる。 ・記憶力、判断能力の乏しい場合は契約とならず、成年後見人の利用等を勧めることになる。 ・初回契約意思を確認してから、書面上で契約を取り交わすまでには 2~3 週間かかる。 ・支援員への報酬 1 回 900 円 残額 300 円は社協事務費に使用 ・金融機関等制度のしぼりが厳しいことが業務の妨げとなっている。相談件数は増加傾向にあり、対応できるよう体制を整えていかなければならない。
<p>連携体制</p>	<p>現在は弁護士、司法書士、社会福祉士、行政、他市社協、福祉サービス提供者、福祉施設、病院、民生委員、ホームヘルパー、自治会、地域住民と提携しながら業務を行っている。</p>

薩摩川内市社会福祉協議会	
訪 問 日	2015年1月23日(金)
訪 問 場 所	鹿児島県薩摩川内市永利町 4107-1
ご 担 当 者 様	権利擁護グループ グループ長 川崎 康弘様 権利擁護グループ 主査 徳満 瑠美 地域福祉課 課長 高田 栄治様

●法人概要と組織体制

開設までの経緯	2004年10月12日 社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会設立。 1市4町の市町村合併により、川内市社会福祉協議会、樋脇町社会福祉協議会、入来町社会福祉協議会、東郷町社会福祉協議会、祁答院町社会福祉協議会、里村社会福祉協議会、上飯村社会福祉協議会、下飯村社会福祉協議会、鹿島村社会福祉協議会が新設合併として、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を設立。
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門員(兼任) 4名 ・ 生活支援員(専任) 6名 ・ 生活支援員(兼任) 2名
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事 16名 ・ 評議員 33名 ・ 事務局スタッフ 常勤 202名 非常勤 150名
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ・ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ・ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ・ ボランティア活動の振興 ・ 福祉サービス利用支援事業 ・ 生活福祉資金等貸付事業 ・ 高齢者住宅等安心確保事業生活援助員派遣事業 ・ その他この法人の目的達成のため必要な事業
利用者の状況 平成26年10月末	<p>契約数 103</p> <p>内訳 認知症高齢者 69</p>

	精神障がい者 13 知的障がい者 6 その他 15 昨年度相談件数 79 件 うち新規 19 件
利用料	金銭管理：訪問 1,200 円/回

●金銭管理状況

実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用支援申込書記入後、契約に至るまでの間は待機状態となる。 ・各種相談を通じての連携することが多く、信用性、サービスの内容に気をつけている。 ・利用者との意思疎通が難しいこと、必要な経費がまかなえないことが業務の障害となっている。 ・相談件数は増加傾向にあるので、対応できるような体制を整えていかなければならない。 ・具体的には予算の確保、人員の確保、サービスを受けなくても良い人を増やす取り組みを行う、成年後見制度等の制度利用との関連性を強化する。
連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、他市社協、福祉サービス提供者、福祉施設・病院、介護支援専門員、民生委員、ホームヘルパー、ご家族と連携を取り業務を行っている。

北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター「らいと」	
訪 問 日	2015年1月28日(水)
訪 問 場 所	福岡県北九州市戸畑区汐井1-6 ウェルとばた3階
ご 担 当 者 様	次長 杉本 真奈美様

- ・5年前より市内を5つのブロックに区分してそれぞれに専門員を配置している
- ・それ以前は市内全域を担当

●法人概要と組織体制

開設までの経緯	<p>地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）での限界を感じる中で、利用者の判断能力の低下から対応できない場面が増加、また隣接している北九州成年後見センター「みと」へ繋いでいたが既に100件を超えパンク寸前になる。</p> <p>行政からの委託による社会貢献型市民後見人の養成研修を受託し、市民後見人をどうバックアップしていくか検討する中で、社会福祉協議会が法人後見事業を担い、その担い手として市民後見人の力を活かすという流れになり、平成21年4月に「権利擁護センター」を「権利擁護・市民後見人センター」と改称し、法人後見を開始する。</p>
職員体制	<p>所長1名（非常勤嘱託弁護士）次長1名（社会福祉士） 統括専門員1名（社会福祉士）事務員2名 法人後見事業担当専門員1名（嘱託 精神保健福祉士） 権利擁護事業担当専門員5名（嘱託 社会福祉士3 社会福祉主事1 ケアマネ兼看護師1） 支援員37名（日々雇用パート）</p>
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員会12名（弁護士 司法書士 医師 社会福祉士 保健士 学識経験者 施設協議会 金融機関 当事者団体2 行政2） ・運用委員会5名（弁護士 司法書士 医師 社会福祉士 学識経験者） ・アドバイザー2名（司法書士1 税理士1）
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業（市補助） ・法人後見事業（市補助） ・社会貢献型市民後見人養成研修事業（市委託）
利用者の状況 平成26年10月末	<p>契約数 287</p> <p>内訳 認知症高齢者 166 精神障がい者 48 知的障がい者 70</p>

	<p>その他 3</p> <p>昨年度相談件数 624 件 うち新規 52 件</p>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉権利擁護事業 金銭管理 1 回 1,000 円 (月 4 回まで) <li style="padding-left: 100px;">財産管理 年間 3,000 円 ・ 法人後見事業 年 1 回報酬請求

●金銭管理状況

実施状況	<p>■支援員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全員が他事業（成年後見等）との兼務 ・ 銀行での引出業務も担当 ・ 最低賃金で雇用している（時間給） ・ 金融機関 OB、市民後見人養成講座修了生等を活用 ・ 年 2 回研修を実施している <p>■保管方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通帳と印鑑は同じ金庫で保管 ・ 日常動かないものは銀行の貸金庫で保管 ・ 通帳は原則 1 冊しか預からない（日常生活に必要なもののみ） ・ 繰越済の通帳はコピーをとり返却する（業務に必要なもののみを保管する） ・ 出金は 10 万円まで ・ 原則、契約時・更新時に決めた金額を定期的に渡す ・ 臨時の場合はその必要性等を関係者に確認したうえで、専門員が判断する。代替案がないか検討する。 ・ ファイルは鍵のかかる棚に個人別で保管 ・ 朝に鍵をあけて夕方にしめる ・ ファイルの持ち出しは禁止 <p>■待機者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機者はいない ・ 成年後見制度を同センターで扱っている ・ 後見を開始してから利用者数は横ばい ・ これまでは後見が必要な人でも日常生活自立支援事業に相談がきっていた ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度がうまく振り分けできている
------	---

連携体制	<ul style="list-style-type: none"> • 2つの委員会を設置している • 監視委員会は年4回開催（適正に事業がなされているかチェック） • 運用委員会は月2回開催（後見について） • 監視委員会には弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、金融機関、当事者団体等で構成 • 運用委員会は弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、学識経験者で構成 • 法テラスと連携 • 同センターは行政と立ち上げた経緯もあり連携ができています • 行政の相談窓口（区役所）から直接連絡が入る • 市内に民間団体は存在しない
------	--

第5章

まとめ・提言

本章では2章および3章でみてきた結果を踏まえて財産管理人の未決定者に対する必要だと考えられる点について提言としてまとめる。

日常生活自立支援事業の限界

- ・日常生活自立支援事業は岐路に立っているといえる。事業自体は有効に機能し財産管理を通じて権利擁護が図られている。しかし、支援を必要とする人が増加する中で予算や人手が不足している中で、有効な解決策は見出されていない。
- ・これまでは日常生活自立支援事業では対応できない事案でも他の受け皿がないため消極的な理由から対応していたケースも存在する。成年後見制度を取り扱う権利擁護センター等（名称は社会福祉協議会によって異なる）の設置により対象者を適切に振り分けることで困難事案の解消が図られる。
- ・成年後見制度は社会福祉協議会だけでなく、弁護士等の専門職や民間団体も対応している場合が多く社会福祉協議会だけが抱え込む必要がなくなる。

財産管理実施団体の育成

- ・成年後見制度を活用するほど判断能力が低下しておらず、適切にお金を管理することができれば（支援を受けることができれば）日常生活を送ることができる人も多い。
- ・財産管理事業が日常生活自立支援事業のみで支えられている現状も明らかになった。都市部においても財産管理を行う民間団体が存在していない。
- ・本事業では民間団体へのヒアリング調査は実施していないが、実施団体に聞くと費用対効果があわずに事業にはならないと聞く。財産管理事業のビジネスモデルの構築が急がれる。
- ・日常生活自立支援事業で待機となった人、対応不可となった人を受け入れる重層的な地域のネットワークが必要である。
- ・民間団体が参入するための基盤整備や地域資源の発掘もあわせて実施する必要がある。

財産管理に関する制度の多様化・創設

- ・成年後見制度（任意後見を含む）だけでなく、委任契約等を有効に活用する必要がある。
- ・社会福祉協議会、民間実施団体による連携が強化される仕組みが必要である。
- ・委任契約における財産管理では金融機関の対応で苦慮している団体も多く、場合によっては法的な制度の新設も検討する必要がある。



参考資料

アンケート調査票

- アンケート票において、字数の関係で下記のとおり表記しています。
- ・「社会福祉協議会」を「社協」
 - ・「住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等」を「契約及び行政手続き援助」
 - ・「他の援助に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」」を「日常的金銭管理等」
- 断りがない限り、平成 26 年 3 月 31 日現在の内容をお聞きします。

貴会についてお伺いします

問 1. 所在地はどちらですか（都道府県名） よろしければ市区町村名もお書きください

	都 道 府 県		市 区 町 村
--	------------	--	------------

問 2. 以下のどの区分に当てはまりますか

1. 都道府県社協 2. 政令指定都市社協 3. 市区社協 4. 町村社協
5. その他（地域社協等）

問 3. 所在地のある自治体の人口はいくらですか

1. 5万人未満 2. 5～10万人未満 3. 10～30万人未満
4. 30～50万人未満 5. 50～100万人未満 6. 100万人以上

「日常生活自立支援事業」についてお伺いします

問 4. 契約者数はのべ何名ですか（サービスの内容は問いません）

契約者数				
うち	認知症高齢者		知的障がい者	
	精神障がい者		その他	
うち	特別養護老人ホーム		サ高住	
	グループホーム		自宅	
	その他			
うち	生活保護者			

問5. 昨年度の相談件数は何件でしたか

	件
--	---

問6. 昨年1年間で新規に利用を開始した方は何名ですか

	名
--	---

問7. 契約までにかかる期間（待機している期間）はどの程度ですか（平均）

	年		月
--	---	--	---

問8. 利用料はどのような形態ですか

例) 金銭管理：基本料〇〇円、訪問〇〇円/回、預かり：〇〇円/月

※よろしければパンフレット等をご同封ください

問9. 担当している職員数は何名ですか

	現在の人数	平成23年3月31日の人数
専門員（専任）		
専門員（兼任）		
生活支援員（専任）		
生活支援員（兼任）		
その他（ ）		

【各援助内容についてお伺いします】

問10. 内容別の件数をお書きください

	相談件数	利用者数	待機者数
福祉サービスの利用援助			
日常的金銭管理等			
重要書類の預かり			

問11. 貴会においてどのような方を待機者と定義されていますか

【日常的金銭管理についてお伺いします】

問12. 現在連携している、もしくは今後連携したい事業所を下記のA～Oの中から選んで記号をお書きください（連携の内容は問いません：後述設問あり）

現在、連携している	今後、連携を模索したい

- A. 弁護士事務所 B. 司法書士事務所 C. 行政書士事務所 D. 社会福祉士事務所
 E. 税理士事務所 F. 社会保険労務士事務所 G. 行政（包括支援センター等を含む）、
 H. 他市の社協 I. 金銭管理を行っている法人 J. 福祉サービス提供者
 K. 福祉施設・病院 L. 介護支援専門員 M. 民生委員 N. ホームヘルパー
 O. 家族・親類 P. その他（具体的にお書きください）

【現在、連携していると回答した方にお伺いします】

連携の内容はどのようなことですか。前問の記号をお書きください（複数回答可）

助言をもらう	
委員会、会議等の委員を依頼	
研修等の講師を依頼	
対応できない利用者を紹介	
情報交換・共有	
その他 ()	
その他 ()	
その他 ()	

連携のきっかけは何でしたか

1. 貴会関係者からの紹介 2. 貴会関係者以外からの紹介 3. 連携先から営業があった
4. 新聞等メディアで知って連絡した 5. その他 ()

【上記で一番多いのは何ですか】

連携するにあたって気をつけている点がありますか（複数回答可）

1. 信用性 2. サービスの内容 3. サービスの料金 4. 実績
5. 保有している資格 6. その他 ()

【上記で一番重視するのは何ですか】

問13. 待機者に対してどのようなフォローをしていますか（複数回答可）

1. 定期的な状況の把握 2. 独自のサービスを提供している（問21にお書きください）
3. 成年後見制度の紹介 4. 他の制度の紹介 5. 一時的に民間実施団体を紹介
6. 恒久的に民間実施団体の紹介 7. その他 ()

問14. 事業を行う上で障害となっていることはありますか

1. 金融機関での手続きが面倒（委任状等） 2. 行政とのやり取り（生活保護等）
3. 利用者との意思疎通 4. 必要な経費がまかなえない
5. 制度のしびりが厳しい 6. 人手不足
7. その他 ()

【今後の活動について】

問15. 今後相談件数はどのようになっていくと思いますか（1つに○）

1. 増加傾向 2. 横ばい（現状維持） 3. 減少傾向

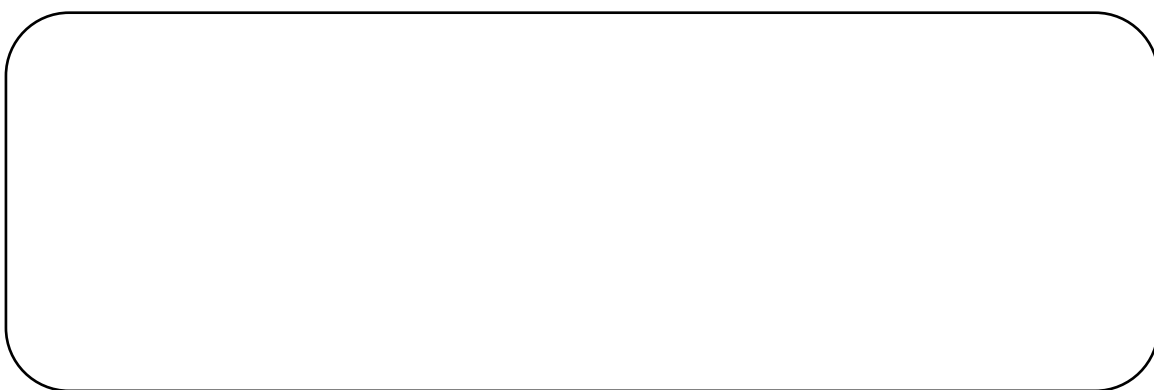
問16. 今後、事業をどのように展開していきたいと思いますか（1つに○）

1. 対応できるように体制を整えていく（増やしていく）
2. これ以上は対応できない（現状維持）
3. 他の制度等で対応できるので縮小していきたい

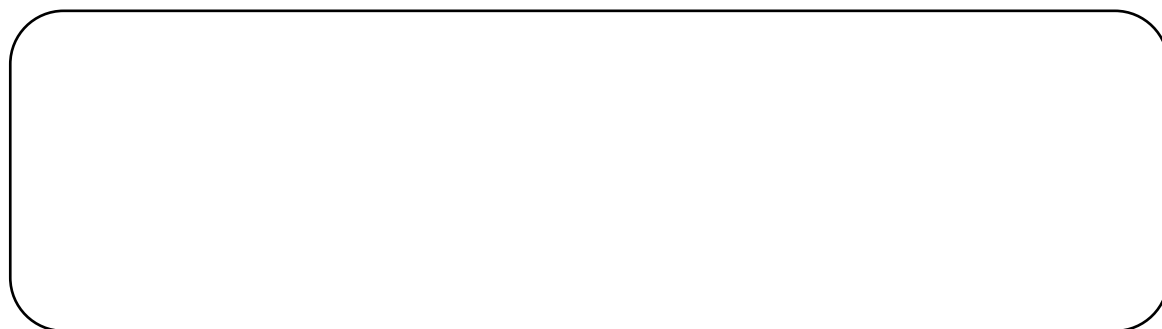
問17. 日常生活自立支援事業を継続的に実施していくために必要なことは何ですか

1. 予算の確保
2. 人員の確保
3. 連携先の確保
4. サービスを受けなくても良い人を増やす取り組みを積極的に行う
5. 業務の再委託を可能にする（民間団体）
6. 成年後見制度等の他の制度との関連性を強化する
7. 社協以外の団体も事業主体になれるようにする
8. その他（ ）

問18. 日常生活自立支援事業対象外で独自に取り組んでいる活動がありましたらお書きください。可能でしたら事業の内容が分かるパンフレット等をご同封ください



問19. 日常生活自立支援事業を発展させるアイデアがありましたらお書きください



アンケート票において、

- ・「財産管理」は通帳や貴重品の預かりを主とした サービス提供
- ・「金銭管理」は日々の金銭の管理、出納帳（お小遣い帳）の作成を主としたサービス提供をさします。あらかじめご了承ください。

貴法人についてお伺いします

問1. 所在地はどちらですか（都道府県名） よろしければ市区町村名もお書きください

都 道
府 県

市 区
町 村

問2. 以下のどの区分に当てはまりますか

1. 株式会社
2. 有限会社
3. 社会福祉法人
4. NPO法人
5. 社団法人
6. 財団法人
7. 弁護士事務所
8. 司法書士事務所
9. 行政書士事務所
10. その他（ ）

問3. 所在地のある自治体の人口はいくらですか

1. 5万人未満
2. 5～10万人未満
3. 10～30万人未満
4. 30～50万人未満
5. 50～100万人未満
6. 100万人以上

「財産管理事業」についてお伺いします

問4. 財産管理事業は実施していますか

1. している
2. 以前はしていたが、現在はしていない
3. 以前からしていない
4. 今後実施を検討している

【1と回答された方は次の設問へお進みください】

【2・3と回答された方にお伺いします】

その理由をお教えてください

1. 予算的理由
2. 担当する者がいない
3. その他（ ）

【4と回答された方にお伺いします】

その理由をお教えてください

1. 問合せが増えている
2. 体制が整った
3. その他（ ）

問5. 事業の実施地域はどの範囲ですか

1. 所在地市町村のみ
2. 周辺市町村を含んだ地域
3. 所在地都道府県全域
4. 周辺都道府県を含んだ地域
5. 全国

問 6. 契約者数はのべ何名ですか

契約者数				
うち	認知症高齢者		知的障がい者	
	精神障がい者		その他	
うち	特別養護老人ホーム		サ高住	
	グループホーム		自宅	
	その他			
うち	生活保護者			

問 7. 昨年度の相談件数は何件でしたか

	件
--	---

問 8. 昨年 1 年間で新規に利用を開始した方は何名ですか

	名
--	---

問 9. 契約までにかかる期間（待機している期間）はどの程度ですか（平均）

	年		月
--	---	--	---

問 10. 担当している職員数は何名ですか（パート等も含めます）

	現在の人数	平成 23 年 3 月 31 日の人数
職員（専任）		
職員（兼任）		
社外（契約、委託等）		
その他（ ）		

問 1 1. 利用料はどのような形態ですか

例) 金銭管理：基本料〇〇円、訪問〇〇円/回、預かり：〇〇円/月

※よろしければパンフレット等をご同封ください

【各援助内容についてお伺いします】

問 1 2. 内容別の件数をお書きください

	相談件数	利用者数	備考
財産管理			定期預貯金、不動産等の管理等
金銭管理			日々のお金の管理
重要書類の預かり			契約書等
その他 ()			
その他 ()			
その他 ()			

問13. 現在連携している、もしくは今後連携したい事業所を下記のA～Qの中から選んで記号をお書きください（連携の内容は問いません：後述設問あり）

現在、連携している	今後、連携を模索したい

- A. 弁護士事務所 B. 司法書士事務所 C. 行政書士事務所 D. 社会福祉士事務所
 E. 税理士事務所 F. 社会保険労務士事務所 G. 行政（包括支援センター等を含む）、
 H. 他市の社協 I. 金銭管理を行っている法人 J. 福祉サービス提供者
 K. 福祉施設・病院 L. 介護支援専門員 M. 民生委員 N. ホームヘルパー
 O. 家族・親類 P. 社会福祉協議会 Q. その他（具体的にお書きください）

【現在、連携していると回答した方にお伺いします】

連携の内容はどのようなことですか。前問の記号をお書きください（複数回答可）

助言をもらう	
委員会、会議等の委員を依頼	
研修等の講師を依頼	
対応できない利用者を紹介	
情報交換・共有	
その他 ()	
その他 ()	
その他 ()	
その他 ()	

問17. 財産管理事業を継続的に実施していくために必要なことは何ですか

1. 予算の確保
2. 人員の確保
3. 連携先の確保
4. サービスを受けなくても良い人を増やす取り組みを積極的に行う
5. 業務の再委託を可能にする（民間団体）
6. 成年後見制度等の他の制度との関連性を強化する
7. 社協以外の団体も事業主体になれるようにする
8. その他（ ）

問18. 独自に取り組んでいる活動がありましたらお書きください

問19. 財産管理事業を発展させるアイデアがありましたらお書きください

財産管理人の未決定者の人権擁護に関する調査・研究事業

平成 27 年 3 月

発 行 特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

問合先 特定非営利活動法人 NPO かなびの丘 事務局

591-8023 堺市北区中百舌鳥町 2-69 ラレックス中百舌鳥BSビル 504

TEL&FAX 072-255-6336 MAIL kannabi@peach.plala.or.jp

本事業は、厚生労働省 平成 26 年度セーフティネット支援対策等事業（社会福祉推進事業）により実施しました。